

ドイツにおけるインピュテーションシステムの 論理性と整合性

東 良 徳 一

Logicality and Logical Consistency of the German Imputation Tax System

HIGASHIRA Tokuichi

目 次

1. はじめに
2. 二段階税率でのインピュテーションシステムの構造
3. 税率変更時の経過措置
4. 二段階税率でのインピュテーションシステムの廃止時の経過措置
5. まとめ

Abstract

Germany introduced the imputation tax system (Anrechnungsverfahren) as of 1977 with two different tax rates on distributed profit and non-distributed profit, respectively. This taxation system was based on the fictional theory of corporation and solved various problems of the former tax system (such as duplicate taxation on both corporations and their individual shareholders), which was based on the real entity theory of corporation. The imputation tax system has been evaluated as very logical and consistent in logicality, but the tax administration consequently became very complicated and expensive. In addition, it differed from the tax systems of other European countries, even though harmonization of the tax system was one of the important targets of the European Union (EU). As a result, the system was finally abolished in 2001.

In light of the expiration of the interim measures period at the end of fiscal year 2018, I attempt to re-evaluate this system, which was applied for 24 years in Germany, as to whether it was truly logical and consistent in logicality.

キーワード：インピュテーションシステム、法人擬制説、法人独立納税主体説（法人実在説）、半額課税方式、配当可能剰余金の区分、移転価格税制、隠れた利益分配、隠れた追

加出資、経過措置

Key words: Imputation Tax System (Anrechnungsverfahren), Fictional Theory of Corporation, Real Entity Theory of Corporation, Half-Income Assessment Method (Halbeinkünfteverfahren), Equity Layers (Eigenkapitalgliederung), Transfer Pricing Taxation, Hidden Profit Distribution (verdeckte Gewinausschüttung), Hidden Contribution (verdeckte Einlage), Interim Measures

1. はじめに

1977年より西ドイツはインピュテーションシステム (Anrechnungsverfahren) を導入した。インピュテーションシステムとは、法人が支払った法人税は出資者が法人であればその法人出資者が支払うべき法人税の、また出資者が個人であればその個人出資者が支払うべき所得税の前納額の性格を持つと考え、出資者が受取った配当金が負担していた法人税を法人出資者が負担すべき法人税や個人出資者が負担すべき所得税から控除するものである。

それまでは法人は留保利益に対しては52.5%で、また配当に充てた利益に対しては24.6% (付加税含む) の税率で法人税を課税され、その出資者には受取った配当に課税されていた法人税とは独立して法人税や所得税が課税されていた。すなわち、法人の利益に対して法人税と所得税が二重に課税されていた訳である。これは、理論的には法人を自然人とは別個独立した納税主体として見る「法人独立納税主体説 (法人実在説)」に立脚するものであるが、様々な問題を指摘され、「法人擬制説」に立脚したインピュテーションシステムに変更されたと言われている。当時、ドイツの連邦大蔵省主税局長であった Dr. Karl Koch は旧法には以下のような問題点があったと述べている¹。

- ① 競争の阻害：個人営業や人的会社 (Offene Handelsgesellschaft: OHG や Kommanditgesellschaft: KG などの Personengesellschaft) の利益 (所得) は所得税のみを負担するのに対し、法人の利益は法人税と所得税の両方を負担しなければならない。このことから、起業にあたっての法形態の選択は、しばしば経営上の観点あるいは企業の政策上の視点だけではなく、税負担が大きな影響を与えていた。
- ② 自己資本調達外部からの調達に比べて不利：外部からの調達の場合、資金提供を受けた法人サイドでの課税がないだけでなく支払利息が損金算入でき、また資金提供者サイドでは資金提供者の形態 (個人か法人か人的会社かなど) に応じて課税さ

¹ Koch (1977) 3-4頁、なお東京証券取引所総務部 (1977) を用いて解説を補充した。

れる。他方、自己資本として資金を調達すると法人段階と資金提供者（すなわち出資者）の段階でそれぞれ課税され、調達コストが高くなっていた。

- ③ 大株主と小株主の利害の衝突：大株主は二重課税による高い税率を回避するため、配当を少なくして準備金を積む（出資先の法人に内部留保させる）傾向にあると言われている。ところが小株主の場合は、税率の累進構造のためもともと低い所得税率（配当収入による累進効果によって若干税率が上昇するが）に配当に対して法人に課税される軽減法人税率24.6%を加えた合計税率ベースでも、法人が配当せず内部留保した利益に適用される法人税率52.5%よりも小さいことが多いため、より多くの配当を望むものである。このように、大株主と小株主間で利害の衝突が起こっていたのである。
- ④ 財産分布の拡大を阻害：上記のように、自己資本による資金調達が不利なため株式の供給そのものが制限されてしまっていること、大株主と小株主との利害の衝突から配当が制限される傾向にあることなどから、株式が小資本家にとって魅力が少なくなっており、1961年の労働者財産形成促進法の制定をはじめとする政府による一連の労働者財産形成政策（Vermögenspolitik）の発展および大衆株主の増加と資本市場の育成を阻害するものとなっていた。

このような問題点を解決するため、1977年に留保利益に対しては個人所得税の最高税率と同じ56%で、また配当に充てた利益に対しては36%という二段階税率でのインピュテーションシステムを導入したのであるが、その後、対留保利益税率は50%、45%、40%と段階的に、また配当軽減税率は30%にまで軽減されたものの、24年後の2001年の税法改正でこの二段階税率の下でのインピュテーションシステムは廃止され、25%の単一税率での配当受取法人非課税・個人半額課税方式（Halbeinkünfteverfahren）に変更された。このインピュテーションシステムから配当受取法人非課税・個人半額課税方式への変更にあたっての理由は、以下のようなものであったと言われている²。

- i 法人の留保利益（配当可能剰余金）の中には税金を負担していないもの（非課税所得など）、古い対留保利益税率で課税されているもの、新しい対留保利益税率で課税されているもの、配当軽減税率で課税されているもの、1976年以前の利益の留保額など様々な留保利益があり、また配当にあたっては配当を受領する出資者の段階で控除される法人が支払った税金を出資者に報告しなければならず、これらの留保利益の管理が複雑であったこと。

² Willenberg・大町（2001）、森信（2001）、柳（2002）、田淵（2002）および PricewaterhouseCoopers（2000a）を参照した。

- ii 実務上、実際に支払われた法人税を超える税額控除が法人の出資者のレベルで行われる可能性があったこと。
- iii インピュテーションシステムは法人段階と出資者段階での二重課税を排除するものであるが、この排除は内国法人の国内出資者に対してのみであり、外国株主および外国法人の国内出資者に対しては適用されず、EU 委員会はこれを「資本取引の自由」および「居住移転の自由」に違反するものとしていたこと。
- iv 1998年秋に CDU/CSU（キリスト教民主同盟／社会同盟の統一会派）から政権を奪取した SPD（ドイツ社会民主党）／緑の党の連立政権は政権交代直後の1999年の税法改正で法人税率の引き下げを行ったが、CDU/CSU 政権時代からのドイツ企業の国際競争力改善のための「税率の引下げと課税ベースの拡大」の実現のためにはさらなる税制改革が求められていたこと。

この小稿では、1977年にインピュテーションシステムを導入したことにより、それまで法人の利益に対して法人税と所得税が二重にかかっていたという問題をどのように解決したのかを解明し、さらには24年後にこの税制を放棄する主な原因となった理論的であるが故にその管理がいかに複雑であったかにつき、2001年に始まり最終的に2018年で終了するこのシステム廃止後の経過措置期間³における影響も含めて検証するものである。特に、このシステムが適用されていた24年間の対留保税率3回、配当軽減税率1回の改訂（引下げ）にあたっての経過措置、さらには移転価格税制が適用されたときの複雑な処理にあたり一貫した整合性があったと言われているが、どのように整合性が保たれたかを分析し、本当に整合性が貫かれていたのかどうかにつき解明するものである。

2. 二段階税率でのインピュテーションシステムの構造

1) 1976年以前とインピュテーションシステムとの税負担の比較

冒頭に述べたように、1976年まで法人は留保利益に対しては52.5%で、配当に充てた利益に対しては24.6%（付加税含む）の税率で法人税を課税され、その出資者は受取った配当に課税されていた法人税とは独立して法人税や所得税を課税されていた。すなわち、法人が出した利益に対し、法人段階での法人税と法人出資者段階での法人税および個人出資者段階での所得税が二重に課税されていたのである。これに対し、インピュテーションシステムでは法人が支払った法人税は出資者が支払うべき法人税や所得税の前納額の性格を

³ 当初、経過措置期間は2016年までであったが、2006年に経過措置の内容が改正され、経過措置期間は2018年までとなった。

持つと考え、出資者が受取った配当金が負担していた法人税を出資者が負担すべき法人税額や所得税額から控除するものである。

例えば、法人が出した利益が1,000の場合、法人段階とその法人のドイツの居住者である個人出資者段階での税金の負担と法人と個人出資者の合計での税金の負担額をインピュテーションシステム導入前と後とで比較してみると表1のようになる⁴。ここで、所得の低い出資者と高い出資者がそれぞれ受取る配当金が負担する合計税率とそれぞれのあるべき所得税率との関係を見るため、個人所得税率が20%の個人出資者と56%（最高税率）の出資者を比較してみた。なお、法人からの配当の時点で源泉税（Kapitalertragsteuer：資本収益税）がかかるが、旧法でもインピュテーションシステムの下でも個人出資者段階で税額控除するため、以下の計算では省略した。

表1：インピュテーションシステム導入前と後の税金負担比較

	1976年まで		インピュテーションシステム	
	利益と配当額の計算	税金	利益と配当額の計算	税金
＜法人段階での課税＞				
課税利益（法人が上げた利益）	1,000		1,000	
対留保利益法人税額	▲ 525	525	▲ 560	560
法人税引後留保利益	475		440	
配当時の還付 or 要納付額からの控除	279	▲ 279	200	▲ 200
出資者への配当送金額	754		640	
対配当利益法人税額		① 246		④ 360
＜個人段階での課税＞				
	税率20%の個人出資者	税率56%の個人出資者	税率20%の個人出資者	税率56%の個人出資者
手取り配当額	754	754	640	640
法人段階での前払税金	なし	なし	④ 360	④ 360
個人出資者の課税所得	754	754	1,000	1,000
	(20%)	(56%)	(20%)	(56%)
所得税額（課税所得 × 税率）	151	422	200	560
法人段階での前払税金	なし	なし	④ ▲ 360	④ ▲ 360
要納付（▲還付）所得税額	② 151	③ 422	⑤ ▲ 160	⑥ 200
法人段階と個人段階の合計税額	①+② 397	①+③ 668	④+⑤ 200	④+⑥ 560
法人段階と個人段階の合計税率	39.7%	66.8%	20%	56%
個人出資者の本来の所得税率との比率	1.99倍	1.19倍	同率	同率

出典：「1976年まで」の税率は新税制への移行直前の税率を使い、「インピュテーションシステム」については導入時の1977年の税率を使って筆者作成

⁴ Koch (1977) 3-4頁、柳 (1992) および東京証券取引所総務部 (1977) を参考にした。

すなわち1976年までは、所得が20%の税率で課税される個人出資者は配当収入については法人段階で課税された税金との合計で39.7%もの税率で税金を負担し、所得が56%の税率で課税される高額所得者である個人出資者は合計で66.8%もの税率で税金を負担していたことになる。ところが、インピュテーションシステムの下では所得が20%の税率で課税される個人出資者が負担する税金は法人段階での税金との合計でも20%となり、所得が56%の税率で課税される高額所得者である個人出資者も合計で自分の所得に課税される56%の税金を負担するだけということになったのである。さらに、1976年以前は20%の税率で課税される個人出資者が受取る配当金にかかる税金は、配当金以外にかかる税金の1.99倍の税率で課税されていることになり、56%の税率で課税される高額所得者である個人出資者が受取る配当金にかかる税金が1.19倍であることと比べると極めて不利であったことが分かるのである。

このようなインピュテーションシステムを導入したことにより、1. の①から④のような問題点はすべて解決されたのである。

2) インピュテーションシステムの下での配当可能剰余金の区分

企業の配当可能剰余金の中には、留保利益に対する56%の税率で課税された利益だけでなく、ドイツの税金が課税されていない国外支店の利益、国外への投資からの利益、国内の低開発地域などへの投資に対する国や地方自治体からの非課税の補助金収入、1976年以前の利益のうちの未配当額、マイナスの剰余金としての繰越欠損金、資本剰余金のうち分配可能なものなど様々なものが含まれている。

インピュテーションシステムのもとでこれらの配当可能剰余金から配当が起これば、前節で見たように、出資者サイドでは受取った配当が法人の段階で負担していた税金を前払い税金として自身の所得税額から控除できるのであるが、受取った配当金が配当支払法人の段階で非課税の利益からのものであれば、出資者から見れば前払税金はゼロのため、税額控除できないことにしなければならない。すなわち、出資者としては配当支払法人のどの区分の剰余金から配当されたかを知らなければ正しい納税ができないということになる。

また、配当支払法人のレベルでは、二段階税率のため、配当可能剰余金のうち対留保利益の56%で課税されたものからの配当であれば対配当税率の36%との差額の還付（または要納付額からの控除）を請求しなければならず、非課税の利益などからの配当であれば還付などは請求できない訳である。

このように、二段階税率の下でのインピュテーションシステムでは配当可能剰余金の区

分の管理が法人レベルだけでなく出資者レベルのためにも極めて重要となっていたのである。このため、配当可能剰余金は以下のように「EK××」という名前を使って区分された⁵。なお、EKはEigenkapitalを略したものである。

- EK56・EK50・EK45・EK40：56%、50%、45%、40%の法人税率での課税済み国内源泉所得
この利益からの配当の場合、対配当税率との差率（表2の「配当時還付」の欄）に対応する額が還付または当期要納付税額から控除される。税率変更後、変更前の税率で課税されていたEKは残り、そこから配当すれば、変更前に課税されていた高い税率と配当軽減税率との差率が還付されるのだが、剰余金の管理が複雑になるため、時期が来れば古いEKの組替えが行われた。この組替えについては3. で取り上げた。
- EK36・EK30：36%や30%の法人税率で課税済みとみなして処理される所得
ドイツが締結している租税条約で非課税とされている国以外の国にある投資先からの配当や国外支店の所得がある場合、外国税額控除を調整した後の額がこの区分で処理される。EK36やEK30からの配当にあたっては、配当支払法人に対する還付や控除は起こらない。
- EK01：非課税の国外源泉所得
ドイツが締結している租税条約で非課税とされている国にある投資先からの配当や国

表2：1977年～2001年の法人税率

(注)	法人税率		(差率) 配当時還付
	対留保利益	対配当利益	
1977年～1989年	56%	36%	20%
1990年～1993年	50%	36%	EK56から=20% EK50から=14%
1994年～1998年	45%	30%	EK50から=20% EK45から=15%
1999年～2001年	40%	30%	EK45から=15% EK40から=10%

(注) 税率変更は「19XX年1月1日以降開始事業年度から適用」されることが一般的
出典：筆者作成

⁵ PricewaterhouseCoopers (2000b) をベースに、インピュテーションシステム導入当初の1977年から廃止された2001年までに使用されたEKのすべての区分を列挙した。

外支店の所得などがここに区分される。配当受取側が個人の場合は、EK01からの配当分については税額控除額がゼロとなる。配当受取側が法人の場合は、配当受取法人でもEK01の所得として計上し、非課税となる。

● EK02：EK02は複数の性格の剰余金を含んでいる。

① 非課税の国内源泉所得

低開発地域などへの投資にあたっての非課税の補助金収入など。この所得区分からの配当にあたっては、配当受取側での税額控除の為に、36%や30%の税率での調整税が課税される。

② 繰越欠損金

繰越欠損金は便宜的にEK02からマイナスされているが、別途、税務申告書の中で管理されており、①の非課税国内源泉所得と相殺される訳ではない。

③ 税率変更時の調整額

上記のように、留保利益に対する法人税率は56%→50%→45%→40%と改訂された。それぞれの税率で課税された所得は、EK56・EK50・EK45・EK40として区分管理されていたが、あまりにも配当可能剰余金の管理が複雑になるため、一定の経過措置期間経過後に過去の税率で課税された留保利益は新しい税率の区分項目に統合された。この統合にあたって調整差額が発生したが、この調整差額はEK02にマイナス項目として処理された。このマイナスの調整差額は①と相殺され、相殺しきれない場合はEK02の残高はマイナスとなってしまう。この調整差額の発生メカニズムについては3. で詳しく見ていくことにする。

● EK03：1976年以前の未配当利益

インピュテーションシステム導入前の利益が残っている場合、EK03に区分された。この剰余金からの配当にあたっては、配当受取側での税額控除の為に、配当支払法人に対して配当軽減税率の36%や30%の税率での調整税が課税された。

● EK04：もともと非課税の出資者からの拠出金

一般的には資本剰余金がこれにあたる。ドイツの税法上は配当 (Dividende または Ausschüttung) は出資者による資産の引出し (Entnahme) の一つの形態であることから、資本剰余金もEKの下で管理された。EK04からの配当 (出資者による資産の引出し) にあたっては、課税関係は一切発生しない。

なお、配当にあたっては決議の内容にかかわらず、上記の順番で税務上の配当可能剰余金から取崩されていくことになっていた（すなわち、EK56→EK50→EK45→EK40→EK36→EK30→EK01→EK02→EK03→EK04の順）。ある項目が既にゼロまたはマイナスとなっておれば、次の順番のEKから取崩したとして処理された。

このように、ドイツに導入されたインピュテーションシステムは極めて論理的であったが、その管理が複雑なものになってしまっていたことが実感できるであろう。

3) 移転価格税制が適用されたときの処理

ドイツの法人に移転価格税制が適用されドイツの法人からその親会社・関係会社に対して利益移転が行われたと認定されると、ドイツ法人税法第8条第3項に基づき（i）損金の否認または益金の追加計上（EK56などの留保利益の増加）と（ii）株主・出資者への隠れた利益分配（verdeckte Gewinausschüttung）、すなわちEK56などの留保利益からの配当の2つの事象が発生したとして処理される。この利益移転が認定された場合の損金の否認（益金の追加計上）と隠れた利益分配の関係を簡単に例示すれば表3の様になる。

1,000の損金否認（益金追加認定）により、EK56（56% 課税済留保利益）が440増加するが、

表3：移転価格税制が適用されたときの税金計算
＜通常のケース＞

				追加税額
(仮定)		— 利益移転認定額 = 1,000 (繰越欠損金なし)		
		— 対留保利益の法人税率 = 56%	— 対配当の軽減税率 = 36%	
		(営業税や配当源泉税など法人税以外の税金は説明の都合上、除外した)		
(i) 損金否認 (益金追加認定) の影響				
損金否認額 (益金追加認定額)		1,000		
法人税追徴額	1,000 × 56%	▲ 560		560
損金否認 (益金追加認定) による EK56 の増加		440		
(ii) 隠れた利益分配認定の影響				
配当認定による法人税20% (= 56% - 36%) の還付:				
配当額に対応する税引前利益 (逆算)	100%	1,563		
56% の税率による法人税既納付額 (逆算)	▲ 56%	▲ 875		
EK56からの配当	44%	688		
20% (56% - 36%) の法人税還付 (逆算)	20%	312		▲ 312
配当認定額	64%	1,000		
利益移転認定による追加税金合計				248

出典：PricewaterhouseCoopers (2000b) をベースに筆者作成

同時に1,000の配当が認定されることにより $1,000 \times 100 / 64 \times (100\% - 56\%) = 688$ のEK56からの配当が認定され、配当には軽減税率が適用されるため、 $688 \times 20 / 44 = 312$ の法人税の還付が起こるとするものである。損金否認（益金追加認定）により増加したEK56の440が配当されたとせず、配当された額は移転された利益そのものであり、これは配当軽減税率36%控除後の64%部分として処理されるため、このような結果となる訳である。

なお、繰越欠損金がある場合にはインピュテーションシステムの考え方（株主・出資者サイドでの税額控除／還付との理論的整合性を確保しなければならないと言う考え方）が働くことから、繰越欠損金が否認額以上ある場合に移転価格税制が適用された場合は、(i) 損金の否認または益金の追加計上額と繰越欠損金との相殺（マイナスとなっているEK02の減少）と(ii) 株主・出資者への隠れた利益分配、すなわちEK56などの留保利益からの配当の2つの事象が発生したとして処理される。これを簡単に例示すれば表4のようになる。

この場合、繰越欠損金があるということは、56%の税金支払済の留保利益がないということであり、配当したと看做される1,000は56%の法人税を支払っていないことから、ダイレクトに配当軽減税率である36%での法人税を納付しなければならないということになる訳である。

表4：移転価格税制が適用されたときの税金計算
 <利益移転認定額以上の繰越欠損金があった場合>

			追加税額
(仮定)	— 利益移転認定額 = 1,000 (繰越欠損金が1,000以上あった)		
	— 対留保利益の法人税率 = 56%	— 対配当の軽減税率 = 36%	
			(営業税や配当源泉税など法人税以外の税金は説明の都合上、除外した)
			<u>追加税額</u>
(i)	損金否認（益金追加認定）の影響		
	損金否認（益金追加認定）による課税利益の増加	1,000	
	繰越欠損金と相殺（EK02の減少）	▲ 1,000	
	繰越欠損金との相殺後の課税利益	<u>0</u>	
	損金否認（益金追加認定）による追加税額		0
(ii)	隠れた利益分配認定の影響		
	インピュテーションシステムによる36%の法人税の納付：		
	配当額に対応する税引前利益（逆算）	100%	1,563
	36%の税率による法人税額（逆算）	▲ 36%	▲ 563
	配当認定額	<u>64%</u>	<u>1,000</u>
	利益移転認定による追加税金合計		<u>563</u>

出典：PricewaterhouseCoopers (2000b) をベースに筆者作成

以上は、移転価格税制が適用された場合の利益を親会社や関係会社に移転させたと言われた側での処理であったが、他方、利益を受入れたと言われた側では受取配当金とはされず、法人税法第8条第3項第4文に基づいて親会社からの隠れた追加出資（verdeckte Einlage）があったとして処理されるのである。ところが、この処理はインピュテーションシステムの根本的な考え方である配当支払法人が支払った法人税は出資者が支払うべき法人税や所得税の前払いであるとする関係を断絶するものであると言えよう。インピュテーションシステムの考え方を貫くならば、移転価格税制が適用されて利益を移転したと言われた側で36%の法人税を負担した配当金の支払いがあったものとして処理するのであるから、利益の受け側では受取配当金として処理し、利益の移転側で支払った36%の法人税を前納額として控除できるように処理するのが整合性のある処理であり、理論的であると言えるからである。

ただ、移転価格税制の適用にあたっては、利益を移転させたという認定によって自動的に相手方がその利益を受取ったと認定される訳ではなく、配当支払法人と配当受取法人・個人の行った取引の税務判断はそれぞれの税務調査によって行われるという考え方も可能である。また、そのように別々の事象だとして処理しないと、利益を移転したと認定された側の税務調査の結果によって税務調査を受けていないにもかかわらず利益を受入れたと言われた側の税金計算を修正しなければならないとすれば、税務実務に大きな混乱を招く結果になる。法人税法第8条第3項第4文の隠れた追加出資として処理するという規定はこの立場に立ったものと言えるが、やはり、この処理は法人が支払った法人税はその法人から配当を受けた出資者のレベルでは法人税・所得税の前納額とするとするインピュテーションシステムの基本的な考え方との整合性を欠くものであったと結論できるものと考えられる。

3. 税率変更時の経過措置

1977年に西ドイツに導入されたインピュテーションシステムは留保利益に対する税率と配当利益に対する税率の二段階税率を採用していた。留保利益には一旦高い税率が適用され、配当に充てた利益に対しては低い税率を適用するため税金の還付または要納付税額からの控除が行われていた。

1977年のこの税制の導入以降2001年の配当受取法人非課税・個人半額課税方式に移行するまでの間に、前述の表2に見るように、留保利益に対する税率は3回、配当利益に対する税率は1回変更された。この税率変更により、1990年以降は1989年以前に発生した56%

の税率で課税された留保利益からの配当に対しては対配当利益に対する税率である36%との差額の20%の還付・控除の申告を行い、1990年以降に発生し50%の税率で課税された留保利益からの配当に対しては14%の還付・控除の申告を行うことになった。さらに1994年には対留保利益に対する税率が45%に、対配当利益に対する税率が30%に変更された。そうすると1994年以降、56%の税率で課税された留保利益からの配当に対しては対配当利益に対する税率である30%との差額の26%の還付・控除を、50%の税率で課税された留保利益からの配当に対しては20%の還付・控除を、45%の税率で課税された留保利益からの配当に対しては15%の還付・控除の申告を行うという極めて煩雑な留保利益の管理と税務申告作業が納税義務者である法人に要求されることになった。

この煩雑な税務管理負担を軽減するため、税率変更にあたっては一定の経過措置期間の後に古い税率で課税された留保利益を新しい税率で課税された留保利益に読み換える（組替える）ということが行われた。この読み換え（組替え）のメカニズムにつき、1994年の税率変更の時の経過措置期間後の処理を見てみることにする。

1994年の税法改正によって、留保利益に対する法人税率が50%から45%に引下げられた。この改正にあたり、1993年度（1993年12月31日以前に終了した事業年度）以前に計上された50%課税済利益（いわゆるEK50）を、5年間の経過措置期間の後の1998年度末に45%課税済利益（いわゆるEK45）に組替えることになった。このとき、過去支払っていた50%の税額はあたかも45%であった様に調整された結果、表5に見るように、組替えによって増加するEK45の額は組替えによって消滅するEK50の額よりも若干大きな金額になった。この差額はEK02（非課税国内源泉所得）にマイナス記録され、EK（税務上の剰余金／準備金）の合計額は会計上の剰余金／準備金の額と一致する様に調整されたのである。

すなわち、表5のEK50の500は「500の法人税」を支払った後の留保利益であり、これをEK45に組替えた後のEK45の611も「500の法人税」を支払った後の留保利益であると

表5：1994年税法改正による1998年度末でのEK50のEK45への組替え
(1993年以前の法人税引前留保利益1,000=500のEK50のEK45への組替え)

	組替前		組替後		
	EK50		EK45	EK02	合計
法人税引前利益	1,000		1,111	▲ 111	1,000
法人税 (50%)	▲ 500	→ (45%)	▲ 500	-	▲ 500
税引後利益 (EK50/45/02)	500		611	▲ 111	500

出典：Price Waterhouse (1998)

いうことで整合性と論理性を保とうとしたのである。

ところが、配当利益に対する税率が30%に引き下げられる前（すなわち1993年度末以前）にEK50から配当を行った場合とEK50からEK45に組替えられる前（すなわち1998年度末以前）にEK50から配当を行った場合、さらにはEK50がEK45に組替えられた後（すなわち1999年以降）にこの組替えられたEK45から配当を行った場合で以下のように差が出たのである。

ケース1：配当利益に対する税率が30%に引き下げられる前（すなわち36%のとき）にEK50の500から配当を行った場合

留保利益に対する50%の税率と配当に充てられた利益に対する36%の税率の差額である14%が還付・控除され、還付・控除の額は140となる。

$$500 \text{ (EK50の額)} \times (50\% - 36\%) / (100\% - 50\%) = \underline{140}$$

ケース2：EK50からEK45に組替えられる前にEK50の500から配当を行った場合

留保利益に対する50%の税率と1994年に変更された配当に充てられた利益に対する30%の税率の差額である20%が還付・控除され、還付・控除の額は200となる。

$$500 \text{ (EK50の額)} \times (50\% - 30\%) / (100\% - 50\%) = \underline{200}$$

ケース3：EK50がEK45に組替えられた後にこの組替えられたEK45の611から配当を行った場合

留保利益に対する45%の税率と配当に充てられた利益に対する30%の税率の差額である15%が還付・控除されるということになり、還付・控除の額は167となる。

$$611 \text{ (EK45の額)} \times (45\% - 30\%) / (100\% - 45\%) = \underline{167}$$

ケース1とケース2の差額は、配当利益に対する法人税率が6%だけ引き下げられたことによる減税効果である。ケース2とケース3の差額は、EK50が負担していた50%の税率で課税された500の税額をEK45に組替えたときに45%の税率で課税された結果500の税額になったという論理を使ったために、この税額500のうち20%/50%が還付・控除されるべきところ、15%/45%しか還付・控除されなかったということである。

このように法人に対する課税と還付・控除のところだけを見ると、1994年に行われた配当利益に対する税率の引下げにより減税効果があり、逆に1998年に行われたEK50のEK45への組替えによっては、法人への還付・控除額が減少したため増税が行われたよう

に見える。ところが、この法人に課税された法人税は出資者の所得に対する税金の前払いと考えるインピュテーションシステムの下では、法人レベルでの課税関係に加え配当を受ける個人の出資者レベルでの課税関係とのトータルで見なければならぬのである。

この法人とその配当を受取る個人の出資者の合計の税額を計算したのが表6である。この表から分かることは、1993年以前にEK50から配当した場合には配当年度に140しか配当支払法人に還付・控除がなく、1994年から1998年の間にEK50から配当したときの200の還付・控除額との差額60は、この法人からの配当を受取った個人出資者が受ける「法人段階での前払税金」としての税額控除が360から300に減額されることにより、配当支払法人と配当受取り個人出資者が支払う合計税額では同額になるということである。

このことは1994年から1998年の間にEK50から配当したときには200の還付・控除が受けられるのに対し、1999年以降にEK50からEK45に組替えられた後のEK45からの配当による法人が受ける還付・控除額が167に減額されるケースでも同じことが言える。すなわち、この差額33は、この法人からの配当を受取った個人出資者が受ける「法人段階での

表6：50% 課税済み留保利益からの配当の異なる配当年度による税額の差

配当対象年次→	1990～1993年度	1994～1998年度	1999年度～
	<u>EK50から</u> (36%)	<u>EK50から</u> (30%)	<u>組替後のEK45から</u> (30%)
配当利益に対する法人税率→			
<法人段階での課税>			表5を参照
課税利益（法人が上げた利益）	1,000	1,000	1,111
対留保利益法人税額（50%）①	▲ 500	▲ 500	▲ 500
法人税引後留保利益（EK50 or EK45）	500	500	611
配当時の還付・控除②	EK50×14/50=140	EK50×20/50=200	EK45×15/55=167
出資者への配当送金額	640	700	778
<個人段階での課税>			
手取り配当額	640	700	778
法人段階での前払税金③	配当×36/64=360	配当×30/70=300	配当×30/70=333
個人出資者の課税所得④	1,000	1,000	1,111
<法人と個人の合計納税額>			
法人：対留保利益法人税額①	500	500	500
法人：配当時の還付・控除②	▲ 140	▲ 200	▲ 167
個人：個人所得税④×各自の税率	T1	T2	T3
個人：法人段階での前払い税金③	▲ 360	▲ 300	▲ 333
法人段階と個人段階の合計税額	T1	T2	T3

出典：筆者作成

前払い税金」としての税額控除が300から333に増額されることにより相殺され、配当支払法人と配当受取り個人出資者が支払う合計税額では同額になるのである。

表6の「法人段階と個人段階の合計納税額」が個人の所得税額に一致する（表6の「法人段階と個人段階の合計税額」がT1、T2、T3になる）ことから税率変更によっても、インピュテーションシステムの基本理念である「法人が支払った法人税は出資者が支払うべき所得税の前納額の性質を持つとして処理することにより法人段階と個人出資者段階での二重課税を排除する」という理論をみごとに守ったものとなっていることができる。

ところが、表6をよく見てみると、「法人段階と個人段階の合計税額」はそれぞれT1、T2、T3と個人の所得に課税される額と同額となっているが、T1とT2は「課税所得④」が1,000であるにもかかわらず、T3では1,111となっている。すなわち、個人税率が20%の場合は $111 \times 20\% = 22.2$ が、個人税率が30%の人は $111 \times 30\% = 33.3$ 、40%の人は $111 \times 40\% = 44.4$ だけ1998年以前にEK50から配当を受取った場合よりも税額が増加しているのである（さらには所得の額によって影響度合いは異なるが、個人所得税率の累進構造による税率の上昇による税額の増加もあった）。

このように、二段階税率の下でのインピュテーションシステムの税率変更にあたっての経過措置および負担した税率区分の組替え（読み換え）にあたっては、一見、整合性と論理性があるように見えて、実は整合性にほころびがあり、法人と個人の合計税額で増減が起こってはならない単なる「組替え（読み換え）」であるべきところ、結果的に税額が増加した点、指摘しておくことにする。

4. 二段階税率でのインピュテーションシステムの廃止時の経過措置

さて、1. で述べたように1998年秋にCDU/CSU（キリスト教民主同盟／社会同盟の統一会派）から政権を奪取したSPD（ドイツ社会民主党）／緑の党の連立政権は、CDU/CSU 政権時代からのドイツ企業の国際競争力改善のための「税率の引下げと課税ベースの拡大」を実現するため、2001年度から二段階税率の下でのインピュテーションシステムを廃止し、代わりに一律25%の税率の下での配当受取法人非課税・個人半額課税方式を導入した。これに伴い、それまで45%や40%の高い法人税率で課税されていた内部留保配当可能剰余金（配当すれば15%または10%が還付され、配当後の税率は30%となる）につき、以下のような3段階にわたる経過措置を講じたのである⁶。

⁶ PricewaterhouseCoopers (2000a) 4-6頁および PricewaterhouseCoopers (2000c) 39-40頁

表7：2000年度末でのEK45のEK40への組替え
(1998年以前の法人税引前留保利益1,000=550のEK45のEK40への組替え)

	組替前		組 替 後		
		EK45	EK40	EK02	合計
法人税引前利益		1,000	1,125	▲ 125	1,000
法人税	(45%)	▲ 450	→ (40%) ▲ 450	-	▲ 450
税引後利益 (EK45/40/02)		550	675	▲ 125	550

出典：PricewaterhouseCoopers (2000c) 39頁

Step 1：EK45をEK40に組替える

すなわち、上記3. で見た1998年度末に行われたEK50のEK45への組替えと同様のことが行われ、表7のように、「配当すれば15% 還付される留保利益 (EK45)」を「配当すれば10% しか還付されない留保利益 (EK40)」に組替えた。これにより組替え後のEK40は組替え前のEK45の額の27/22となり、増加した5/22分はEK02のマイナスとして調整されたのである。

Step 2：EK40・EK30・EK01・EK02・EK03を一つにまとめる

EK45をEK40に組替えた後に残った2000年度末での留保利益 (配当可能剰余金) のその後の管理を簡素化する目的から、その留保利益が40% の法人税を負担していたか否かにかかわらず40% の法人税を負担していたものとして「配当すれば10% 還付される留保利益」であるEK40にまとめられた。

EK40以外の区分の留保利益が過去に負担した法人税は40% 以下であることから、その後配当すれば負担していない税金分まで還付されるように見えるが、表5と表7で見た1998年度末でのEK50のEK45への組替えおよび2000年度末でのEK45からEK40への組替えによって、ほとんどの法人でEK02がマイナスになっていたことから、「配当すれば10% 還付される留保利益」であるEK40がEK02のマイナスに対応する分だけ永久に還付されないことになったのである。

Step 3：上記の処理後に残ったEK40から配当すれば、配当支払法人は10% の還付が受けられる (当初、10% の還付は2016年度末までの配当に対して適用とされていたが、2006年に変更された。変更内容は後述)

2000年度末に法人に残っていた留保利益 (配当可能剰余金) は40% の法人税を負担していたとみなし、そこから配当すれば2000年度までの二段階税率制度の下での配当軽減税

率である30%との差額の10%を配当支払法人に還付されるという経過措置である。ただ、税務事務が複雑になる期間を限定するため、この経過措置は15年間だけとし、2016年度末までとされた。他方、この配当金を受けた個人出資者は、2000年度末にインピュテーションシステムが廃止されたことから、前払い税金としての税額控除を受けることはできないとされた。なお、2016年度末までの経過措置の内容は2006年に変更され、2006年末に残っていたEK40は配当の有無にかかわらず2008年以降2018年末までに10分の1ずつ毎年還付すると変更された。

1998年度末に行われたEK50のEK45への組替えにあたっては、結果的に個人出資者の課税所得が増加し、留保利益区分の単なる「読み換え（組替え）」にもかかわらず配当支払法人と配当を受取った個人との合計税額が増加したのであるが、2000年度末でのEK45のEK40への組替えにあたっては、組替え後にインピュテーションシステムが廃止された結果、配当を受取った出資者は配当支払法人が支払った30%の法人税を自己の法人税や所得税の前払税金として控除できなくなったことにより、法人と個人の合計税額の増加はより大きなものになったのである。

なお、この配当支払法人でのEK45のEK40への組替えのタイミング（すなわち、いつの配当から経過措置が適用されるのか）と配当受取法人非課税・個人半額課税方式適用のタイミング（すなわち、いつインピュテーションシステムが終焉を迎えるのか）については、移転価格税制認定による隠れた利益分配の処理も含め、2001年5月にコブレンツ上級財務局から解釈通達が出され⁷、2000年度末の配当可能剰余金からの配当については配当支払法人に対しても配当受取法人・個人に対しても旧規定を用いることが明らかにされた。すなわち、2001年1月1日以降最初に開始する事業年度中に配当すれば「2000年度末の配当可能剰余金からの配当」とされ、EK45からの配当があれば配当支払法人には15%の還付があり、その配当を受取った配当受取法人・個人は配当支払法人が支払った30%の法人税を前払税金として自らの法人税・所得税から税額控除できたのである。これを例示すると表8のようになる。

表8で分かるように、2001年度以降に配当すれば、個人出資者が税率20%の低所得者の場合、法人と個人の合計納税額は2000年度以前に配当をした場合の実に208%もの税金を納めることになるのに対し、出資者が個人所得税率40%の高額所得者の場合は124%と納税額の増額はまだ軽微なものになるという結果を招いたのである。

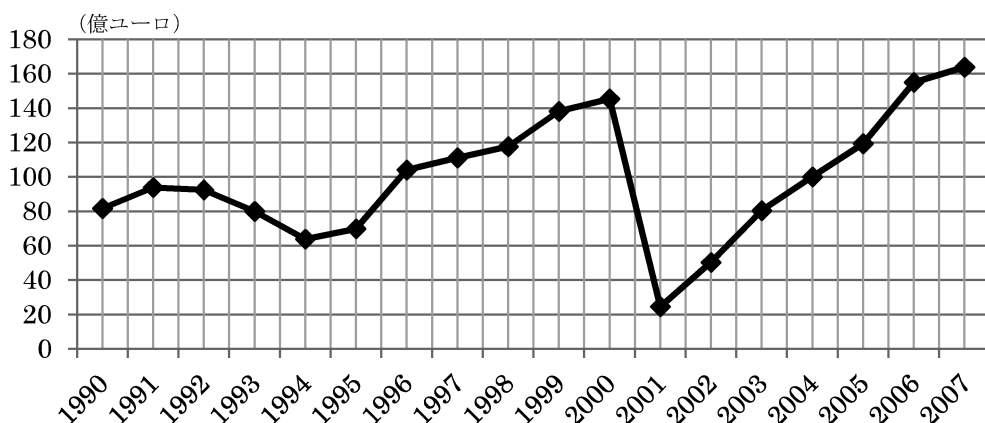
このようにインピュテーションシステムの廃止にあたっての経過措置は、出資者が低所

⁷ Oberfinanzdirection Koblenz (2001)

表8：45%課税済み留保利益からの配当の異なる配当年次による税額の差

配当対象年次→	1994～2000年度	2001年度以降15年間
配当利益に対する法人税率→	EK45から (30%)	組替後のEK40から (30%)
＜法人段階での課税＞		
課税利益（法人が上げた利益）	1,000	1,125
対留保利益法人税額（45%）①	▲ 450	▲ 450
法人税引後留保利益（EK45 or EK40）	550	675
配当時の還付・控除②	EK45×15/55=150	EK40×10/60=113
出資者への配当送金額	700	788
＜個人段階での課税＞		
手取り配当額	700	788
法人段階での前払税金③	配当×30/70=300	0
個人出資者の課税所得④	1,000	788
＜法人と個人の合計納税額＞		
法人：対留保利益法人税額①	450	450
法人：配当時の還付・控除②	▲ 150	▲ 113
法人の納税額⑤	300	337
（税率20%の個人のケース）		
個人：個人所得税 ^{（注）}	④×20%=200	④×1/2×20%=79
個人：法人段階での前払い税金③	▲ 300	0
個人の納税額	還付▲ 100	79
法人の納税額⑤	300	337
法人と個人の合計納税額	200	416
	┌──────────┴──────────┐ (208%)	
（税率30%の個人のケース）		
個人：個人所得税 ^{（注）}	④×30%=300	④×1/2×30%=118
個人：法人段階での前払い税金③	▲ 300	0
個人の納税額	0	118
法人の納税額⑤	300	337
法人と個人の合計納税額	300	455
	┌──────────┴──────────┐ (152%)	
（税率40%の個人のケース）		
個人：個人所得税 ^{（注）}	④×40%=400	④×1/2×40%=158
個人：法人段階での前払い税金③	▲ 300	0
個人の納税額	100	158
法人の納税額⑤	300	337
法人と個人の合計納税額	400	495
	┌──────────┴──────────┐ (124%)	
注：2001年度以降は配当半額課税方式		

出典：筆者作成



出典：OECD Revenue Statistics のデータより筆者作成

図1 ドイツの法人税収の推移

得者の場合は高額所得者より不利なものとなったのであるが、高額所得者の場合も2000年度以前に配当するよりもより多くの税金を支払わねばならなくなることには変わりがなく、また配当支払法人にとっても表8の②の法人への還付額も小さくなることから、「2000年度末の配当可能剰余金からの配当」を2001年中に配当した企業が極めて多かったと言われている。

図1はドイツの連邦政府の法人税収の推移であるが、2001年に極端に減少している。これは、EK45がEK40に組替えられる前に配当し、二段階税率のもとでのより多くの還付金を企業が獲得しようとしたことを示すものである。

もし、EK45のEK40への組替えをやらず、EK40・30・01・02・03のEK40への集約を行わず、さらに2001年度以降のEK45やEK40からの配当を個人出資者が受取った場合は配当支払法人が支払った30%の法人税を前払税金として自らの法人税・所得税から税額控除できる（すなわち、インピュテーションシステムが適用されていた年度の法人の留保利益についてはインピュテーションシステムが生き残る）という経過措置であれば、二段階税率の下でのインピュテーションシステム廃止後の配当にかかる法人と個人の合計税額が増加することはなく、2001年の連邦の法人税収の激減も避けられたはずである（1994年の税率改正の経過措置についても同じことが言える）。

このように当時を再検証してみると、2001年の税制改革ではインピュテーションシステムそのものに対する経過措置ではなく、インピュテーションシステムは「2000年度末の配当可能剰余金からの配当」後に完全に廃止され、2016年度末に終了する15年間の経過措置（2006年の改正で内容を変えて2018年まで延長）は留保利益に対して課された高い税率を

配当時には軽減税率にするという二段階税率制度の部分だけであったということが改めて明らかになるのである。

5. まとめ

本小稿は1977年に西ドイツが導入したインピュテーションシステムの論理性と一貫した整合性につき、制度の廃止後の経過措置期間が最終的に終了する2018年を数年後に控えて分析検証を試みたものである。制度導入前の「法人独立納税主体説（法人実在説）」のかかえる法人と個人出資者との二重課税や低所得出資者と高額所得出資者との間の不公平性などの問題点を「法人擬制説」に立脚した極めて論理的なインピュテーションシステムの導入で完全に解決できたのであるが、それが移転価格認定時および税率変更時、さらにはEUによる法人税制調和化の流れおよびこの税制のかかえる税務事務の煩雑さによる2001年での制度の廃止に伴う措置とその後の経過措置につき、その論理が一貫した整合性を保てたか否かにつき検証してみたものである。

まず、「法人擬制説」に立脚した制度の骨子である「法人が支払った法人税は出資者が支払うべき所得税の前納額の性格を持つと考え、出資者が受取った配当金が負担していた法人税を出資者が負担すべき所得税から控除する」というコンセプトを税務実務に取り入れるため、配当可能剰余金を区分し、それぞれの区分からの配当金が負担していた法人税と同額を出資者段階で前払税金として処理するというシステムを構築したのであるが、これにより税制全体が極めて論理的に構築されたものになったのである。

ところが、移転価格問題に対しては、利益移転をした法人には「隠れた利益分配」があったものとして処理し、他方、利益移転を受けた法人には「隠れた追加出資」があったものとして処理するという論理を採用したのである。インピュテーションシステムのコンセプトを貫けば利益移転を受けた法人サイドでは利益移転を行った法人で支払った（追加徴収された）法人税を前払税金として処理するとすべきところ、これを「利益移転＝配当」とはせず、税金の負担関係とは全く関連のない「出資」として処理する処置を選んだのである。移転価格税制の税務調査にあたって、利益を移転したと認定された側の税務調査の結果によって税務調査を受けていないにもかかわらず利益を受入れたとされた側の税金計算を修正しなければならないとすれば、税務実務に大きな混乱を招く結果になり、また配当支払法人と配当受取法人・個人の行った取引の税務判断はそれぞれの税務調査によって行われるという考え方も可能である。しかしながら、やはりこの処理は法人が支払った法人税はその法人から配当を受けた出資者のレベルでは法人税・所得税の前納額とするイン

ピュテーションシステムの基本的な考え方との整合性を欠くものであったと結論できるものとする。

次に、税率変更時の制度の整合性について検証を試みた。1977年に導入されたインピュテーションシステムは二段階税率を採用していたのであるが、この制度の導入から2001年の廃止に至るまでの間の税率変更時に税務事務の簡略化目的で過去の高い税率での留保利益の区分を新しい税率での留保利益の区分に組替えるという作業が行われた。この作業によって配当支払法人と配当受取法人・個人の合計税額には影響がなく、一見整合性が保たれた経過措置であるかのように見えたのだが、配当を受取る個人出資者サイドで課税所得の膨張が起こり、支払税金が大きくなる結果を招いた。これは、過去の高い税率での留保利益の区分を新しい税率での留保利益の区分に組替えたことから起こったものであり、この組替えを行わず、法人サイドでの古い税率での留保利益区分を新しい区分に組替えなかったならば起こらなかつたものである。すなわち、税務事務簡略化にインピュテーションシステムの論理性が負けてしまったものである。

最後に2001年のインピュテーションシステムの廃止とその後の経過措置について検討したのであるが、この時にも経過措置期間での税務事務の簡略化目的で過去の高い税率での留保利益の区分を新しい税率での留保利益の区分に組替えるという作業が行われ、加えてその他の配当可能剰余金まで一つの区分に集約したこと、さらにはインピュテーションシステムそのものが廃止され、配当を受取る個人での配当支払法人が支払った法人税の前払税金処理が行えなくなったことから、特に低所得の出資者は経過措置期間開始前に配当を受取る場合に比べ、極めて大きな税額負担を強いられる結果となった。これについても、もし、過去の高い税率での留保利益の区分を新しい税率での留保利益の区分に組替えせず、全ての配当可能剰余金を一つの区分に集約せず、さらにインピュテーションシステムが適用されていた年度の法人の留保利益についてはインピュテーションシステムが生き残る（異なる税率を負担していた留保利益の区分を残す）という経過措置であれば、二段階税率の下でのインピュテーションシステム採用時より廃止後の配当にかかる法人と個人の合計税額が増加することはなかつたはずである。これも税務事務簡略化にインピュテーションシステムの論理性が負けてしまったものである。

以上の検証から、ドイツが適用していたインピュテーションシステムは極めて論理的なものであったが、税務事務の簡略化などの政府の政策に応じてその整合性を壊されていたということが明らかになったのである。

2001年のインピュテーションシステム廃止後の経過措置期間は当初2016年までとされており、2001年にEK40に組替えられた2000年度末の配当可能剰余金が2016年末の経過措置

期間終了時に法人に残っておれば、その法人は表8の「配当時の還付・控除②」は受けられなくなることになるという不利益をこうむる可能性があった。ところが、この経過措置の内容は2006年に改正され、2006年末までに配当されず残っていたEK40は、2006年末の残高の10分の1ずつを配当の有無にかかわらず2008年以降2018年までに毎年均等に法人に還付することになった。すなわち、経過措置期間終了後に表8の「配当時の還付・控除②」を受けられなくなるという不利益をこうむる法人をなくしたのである。

さて、我が国の税制を見てみると、その場しのぎのつぎはぎだらけのものが多く、論理的ではなく整合性が大幅に無視されているものが散見される。税制改正にあたっての経過措置期間についても納税者に配慮したものになっていない場合が多い。この小稿ではドイツのインピュテーションシステムの導入から廃止に至るまでの間の税制の整合性の崩れを指摘したが、それらの整合性の崩れも税務事務の簡略化などの納税者のメリットを考慮した結果であり、今後、我が国の税制改正にあたっては可能な限り整合性を持たせ、また経過措置期間の設定などにおいても納税者に配慮したものにすることが望まれる。

参考資料／参考文献

- Koch, Dr. Karl (1977) 「インピュテーション制度導入の背景と施工後の問題」『租税研究』335号, 3-9頁
- Oberfinanzdirection Koblenz (2001) Verfügung vom 15. 05. 2001 (S2830A)
- OECD Revenue Statistics, Government = Federal or Central government, Tax = 1200 Corporate, Variable = Tax revenue in national currency, Country = Germany. <http://stats.oecd.org/Index.aspx?QueryId=21699>で入手できる
- Price Waterhouse (1998) 「1993年度以前の利益の早期配当」
- PricewaterhouseCoopers (2000a) 「2001年税制大改革の内容」『Progress with Clients』No. 3-00
- PricewaterhouseCoopers (2000b) 「ドイツにおける法人関連税制の概略(2000年版)」
- PricewaterhouseCoopers (2000c) 「2001年税制大改革とドイツ企業立地環境の改善」
- Willenberg, Udo・大町頼示(2001) 「2001年ドイツ税制大改革」『租税研究』617号, 106-110頁
- 田淵進(2002) 「ドイツ企業税制改革に関する批判的見解」『大阪経大論集』53(3)(通号269), 291~306頁
- 東京証券取引所総務部(1977) 「西ドイツにおける配当二重課税制度の撤廃-改正法人税法の概要」『証券』通号337/1977. 04, 8-17頁
- 森信茂樹(2001) 「『二重課税』の調整は必要か-インピュテーションについて」『時評』43(3)(通号456), 62-65頁
- 柳裕治(1992) 「ドイツ法人税の基本的性格-インピュテーション方式を中心として」『会計学研

ドイツにおけるインピュテーションシステムの論理性と整合性（東良徳一）

究』通号18, 35-49頁

柳裕治（2002）「ドイツ法人税制における納税主体論の変遷」『産業経理』62（3），22-30頁